

健全化判断比率・資金不足比率（平成30年度）

健全化判断比率及び資金不足比率については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成20年4月施行）に基づき作成しています。

◇平成30年度決算に基づく本村の指標と判断基準

【健全化判断比率】

単位：％

指 標	平田村	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	—	15.00	20.00	赤字ではないため該当なし
連結実質赤字比率	—	20.00	35.00	
実質公債費比率	8.8	25.0	35.0	
将来負担比率	96.1	350.0	/	財政再生基準は設定されていない

本村においては、健全化法の規定による判断基準以上とはなりませんでした。

なお、4つの指標のうちのいずれかが早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、4つの指標のうち将来負担比率を除いた指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画をそれぞれ定めなければなりません。

○ 実質赤字比率・・・—（黒字）

一般会計等の赤字の程度を示す比率で、黒字のため実質赤字比率は生じていません。

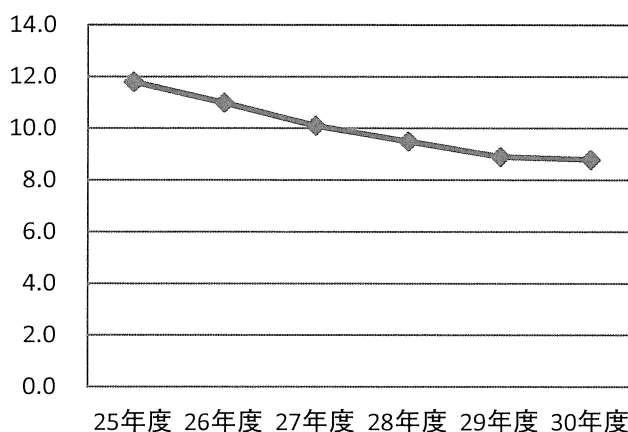
○ 連結実質赤字比率・・・—（黒字）

一般会計等に加え、公営企業会計など全ての会計を合算して、村全体（全会計）としての赤字の程度を示す比率で、黒字のため連結実質赤字比率は生じていません。

○ 実質公債費比率・・・8.8％

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の程度を示し、比率が低いほど財政状況は健全です。早期健全化基準（25％）を下回り、指標は確実に改善しています。

これは、高利率の地方債を繰り上げて償還し、新たな地方債発行を抑制していることにより公債費償還が減少しているためです。

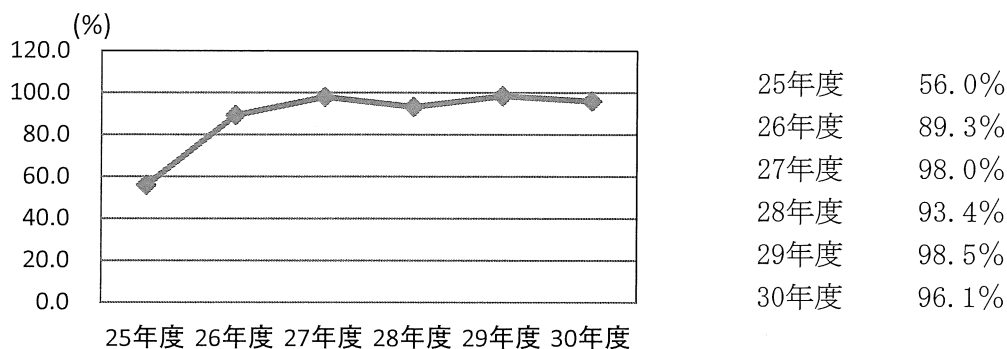


25年度	11.8％
26年度	11.0％
27年度	10.1％
28年度	9.5％
29年度	8.9％
30年度	8.8％

○ 将来負担比率・・・96.1%

借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示し、比率が低いほど財政状況は健全です。

26年度から過疎指定を受け、30年度においても過疎脱却のための各種事業の実施により起債残高が増加していますが、償還金に充てることができる基金残高が増加したことで、前年度比2.4%減少し、早期健全化基準（350%）を下回っています。



【資金不足比率】

単位：%

特別会計名	平田村	経営健全化基準	備考
簡易水道事業	—	20.0	施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業	—	20.0	

公営企業（法適、法非適）ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。